

小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 山 下 史守朗

小牧岩倉衛生組合条例第 6 号

小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び
小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改
正する条例

（小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 1 条 小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年小牧岩倉衛生組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「及び第 1 5 条第 1 項」を「、第 1 5 条第 1 項及び第 1 5 条の 3 第 1 項」に改める。

第 8 条の 4 第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「7 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある」に改め、同条第 2 項中「3 歳に満たない」を「7 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある」に改め、同条第 3 項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「7 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある」に改め、同条第 4 項中「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「第 1 項中「7 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある」に、「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「並びに第 2 項及び前項中「7 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 7 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 1 5 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 1 5 条の 3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）

が 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 7 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子の養育をするため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第 2 3 条第 1 項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 2 2 条第 2 項に規

定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 16 条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

第 17 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 17 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 2 条 小牧岩倉衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小牧岩倉衛生組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第 15 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。